

### 登園停止となる感染症

種 類	対 象 疾 病
第1種	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・ペスト・マールブルグ病・ラッサ熱 急性灰白髄炎・南米出血熱・ジフテリア・痘瘡・重症急性呼吸器症候群（病原菌がSARS コロナウイルスのものに限る）・鳥インフルエンザ(H5N1)
第2種	インフルエンザ・百日咳・麻 疹・流行性耳下腺炎・風 疹・水 痘 咽頭結膜炎・結 核・髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	腸管出血性大腸菌感染症・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・コレラ パラチフス・腸チフス・細菌性赤痢・その他の感染症
その他	溶連菌感染症・マイコプラズマ・急性結膜炎・アデノウィルス感染症 他

#### ※出席停止日数の数え方について

日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第1日とします。

「解熱後3日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は日数に含めず、火曜(1日)、水曜(2日)、木曜(3日)の3日間を休み、金曜日から登園許可ということになります。(図)

#### 図 「出席停止期間：解熱後3日を経過するまで」の考え方

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	解 熱	1日目	2日目	3日目	出席可能	

また、インフルエンザにおいて「発症後5日」の場合の「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日(発熱が始まった日)は含まず、翌日を第1日と数えます。

